

医療法人社団 育誠會 女性活躍躍進法に基づく 行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2025 年 4 月 1 日～ 2028 年 3 月 31 日までの 3 年間
2. 内容

目標：年次有給休暇の使用率を、全対象者 7 日使用を目指す。

<対策>

- 2025 年 4 月～ 年次有給休暇の昨年度の取得状況を把握
- 2025 年 5 月～ 管理職へ、昨年度の取得情報の周知
- 2025 年 5 月～ 各部署において年次有給休暇の取得計画を策定する
- 2025 年 12 月～ 取得の達成に向け、管理職・職員へ有休使用の啓発

2025 年 4 月 1 日策定